

**令和6年度の変更点について**  
**(経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業)**

**1. 「ステップ3 (運賃交渉支援)」の追加等**

- ・従来のステップ1・ステップ2に加えて、「ステップ3 (運賃交渉支援)」を新設しました。
- ・「ステップ3 (運賃交渉支援)」では、従来のステップ1・ステップ2の結果を踏まえ、事業者に対して、自社の経営状況・財務状況等を踏まえた適切な運賃設定の支援、交渉資料作成及び交渉への同席・説明等の支援を行います(具体的な実施内容・日数は事業者と診断士の協議により決定)。

**2. 費用と助成金額の見直し**

- ・従来は助成対象外となっていた診断士の旅費交通費について、遠方の事業者でも本事業を利用しやすいよう、上限5万円の範囲内で助成対象としました。
- ・なお、ステップ2について、費用が10万円増加しておりますが、これに対応して助成額も10万円増加しております(事業者の実質負担額は変更なし)。

**3. その他**

- ・本事業の名称を「経営診断事業」から「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業」に改めました。
- ・本事業の「実施規程」を定め、各ステップにおける具体的な役務の内容、役務提供を行う診断士の要件等を定めました。

**4. 都道府県トラック協会におけるご対応**

- ・助成金交付要綱や様式をすべて一新しましたので、恐れ入りますが別添のものをご使用ください。
- ・「ステップ3」の新設や、交通費を助成対象に加えたこと等に伴い、規程類が複雑化しており、ご不便をおかけいたします。それぞれ以下に記載・整理してありますので、ご参照ください。
  - (1) 本事業の各ステップの役務の内容について
    - ・概要を把握されたい場合：「実施要領」、「チラシ」裏面
    - ・詳細を把握されたい場合：「実施規程」第8条第1項各号
  - (2) 助成金の内容・手続について
    - ・概要を把握されたい場合：「実施要領」、「手続の流れ」
    - ・詳細を把握されたい場合：内容は「助成金交付要綱」第5条各号、手続は「助成金交付要綱」第7条以下

以上